

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（大人2名。うち1名は要介護者）が、避難費用、生活費増加費用、親戚宅での滞在・介護に対する謝礼、精神的損害及び帰宅費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	避難費用（交通費）	77,860円
	生活費増加費用	22,196円
	親戚宅での滞在及び介護に対する謝礼	120,000円
	精神的損害	180,000円
	帰宅費用	91,416円

期 間 本件事故発生から平成23年9月末まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金491,472円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月16日

（仲介委員 尾野恭史）